

留学生・研究者の入口管理について

令和5年度

経済産業省
安全保障貿易管理課

外為法に基づく規制の概要

- 品目に着目したリスト規制と、需要者・用途に着目したキャッチオール規制で構成。
- これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出を行う場合には、経済産業大臣への許可申請が必要。

「仕向地等」と「品目（品目と仕様（スペック））」による規制の整理

仕向地等 品目	輸出令別表第3に掲げられている（安全保障貿易管理を厳格に実施している）地域	国連武器禁輸国・地域 ^{注1}	左記を除く国・地域
政省令で定める品目 （リスト規制品目）	（1）リスト規制 技術または貨物がリスト規制品目に該当する場合、 経済産業大臣への許可申請が必要		
上記以外の全ての品目 （食品、木材等を除く）	許可申請は不要	（2）キャッチオール規制 相手先やその用途に安全保障上の懸念がある場合、 経済産業大臣への許可申請が必要となる可能性あり	

注1) 輸出貿易管理令（輸出令）別表第3の2に掲げられている、国連安保理決議により武器輸出を禁止する措置が取られている国・地域

大学・研究機関における「技術の提供」や「貨物の輸出」の機会の例

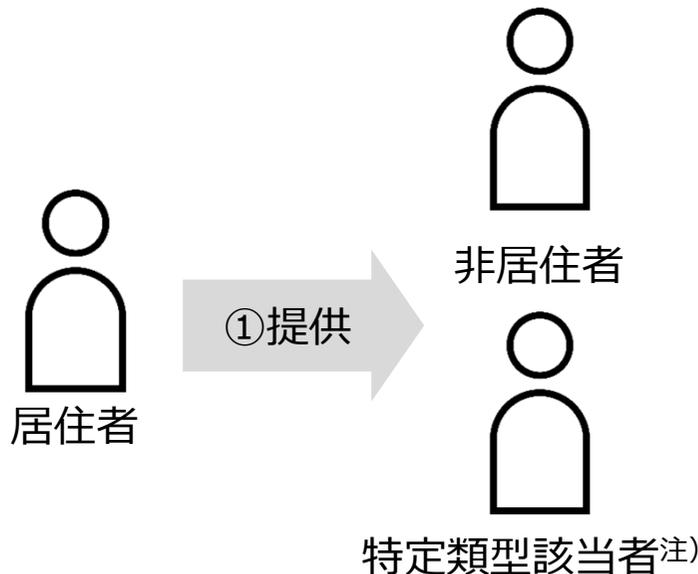
- 大学や研究機関において想定される機会は例えば以下の通り。特に「技術の提供」の機会が多い。
- 技術は、一旦提供してしまうと元に戻すことは難しいため、管理には十分な注意が必要。

技術提供等の機会	具体例
研究試料等の持ち出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none">○ サンプル品の持ち出し、海外送付○ 自作の研究資機材を携行、海外送付
学生・研究者等への技術提供	<ul style="list-style-type: none">○ 実験装置の貸与に伴う提供○ 研究指導に伴う実験装置の改良、開発○ 技術情報を F A X や U S B メモリを用いて提供○ 電話や電子メールでの提供○ 授業、会議、打合せ（オンライン含む）○ 研究指導、技能訓練
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none">○ 実験装置の貸与に伴う提供○ 共同研究に伴う実験装置の改良、開発○ 技術情報を F A X や U S B メモリに記憶させて提供○ 電話や電子メールでの提供○ 会議、打合せ（オンライン含む）
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none">○ 研究施設の見学○ 工程説明、資料配付
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none">○ 技術情報を口頭で提供○ 技術情報をパネルに展示

規制対象となる技術提供行為

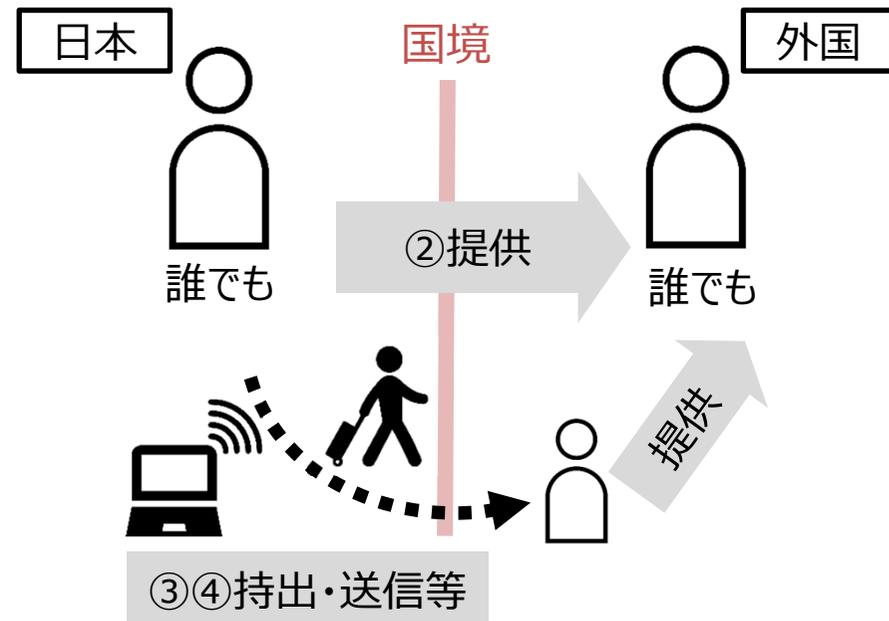
- 規制対象となる技術提供行為は以下に示す通り。
 - ①技術を居住者から非居住者に提供することを目的とする取引（人的視点）
 - ②技術を外国において提供することを目的とする取引（地理的視点）
 - ③技術をUSB等で外国へ持ち出す行為（②の規制を補完）
 - ④技術の電子データを外国へ送信する行為（②の規制を補完）

人的視点



注) 非居住者の影響を強く受けている状態にある居住者（特定類型該当者）への技術の提供は、当該非居住者への技術の提供とみなされる

地理的視点



②について許可を取得していない場合、別途③④持出し等の許可を受ける義務が発生

キャッチオール規制とは①

- **リスト規制品以外のほぼ全ての技術・貨物を対象に、以下の2つの要件のいずれかに該当する場合に、経済産業大臣の事前許可が必要となる制度。**

キャッチオール規制において、事前許可の取得が必要となるケース

客観要件

- 提供技術や輸出貨物が大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあると輸出者等が知った場合

※輸出者等は「用途要件（使用目的）」と「需要者要件（相手先）」の確認が必要。

インフォーム要件

- 経済産業大臣により輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

キャッチオール規制とは②

- 「大量破壊兵器キャッチオール規制」と「通常兵器キャッチオール規制」の2種類が存在。
- 特に大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例は、経済産業省ホームページで確認できる。

キャッチオール規制の「客観要件」で事前確認が必要となる事項

仕向地等 規制	国連武器禁輸国・地域	輸出令別表第3の地域を除く地域 (国連武器禁輸国・地域を除く)
大量破壊兵器 キャッチオール規制	①用途要件（使用目的） ✓ 大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か ②需要者要件（相手先） ✓ 大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か ✓ 外国ユーザーリスト※掲載の企業・組織か否か	
通常兵器 キャッチオール規制	①用途要件（使用目的） ✓ 通常兵器の開発等に用いられるか否か	—

※外国ユーザーリストは毎年改正されるため、最新のリストを参照する必要がある。

大学等における安全保障貿易管理への基本的考え方

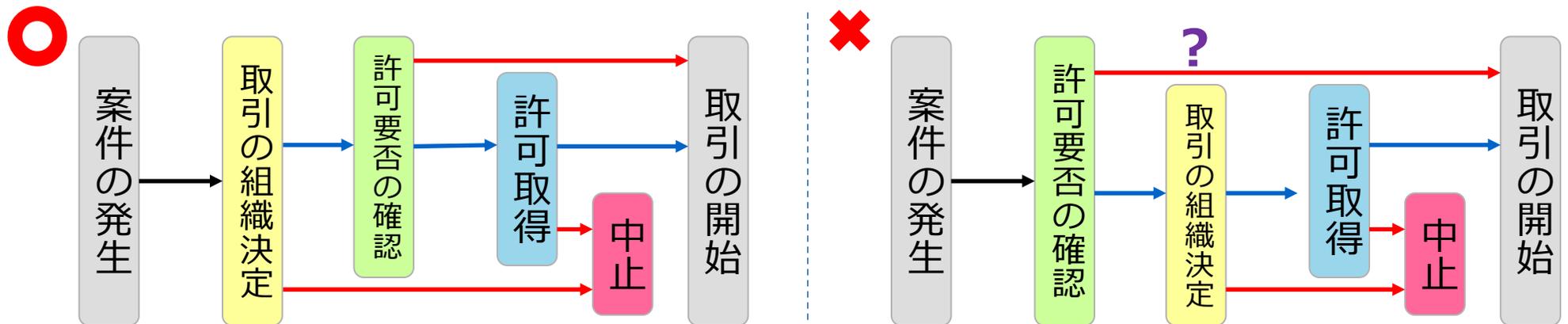
- 外為法の確認を受け身で対応するのではなく、より能動的な安全保障貿易管理の姿勢が重要。
- 外為法上の許可の要否の確認に先立ち、安全保障の観点も踏まえて、取引（情報、データ、手法等の提供や研究資機材の輸出）の実施の可否を**大学の経営判断として**決定することが、意図しない法令違反や機微技術流出の予防に有効。

モデル規程

(基本方針)

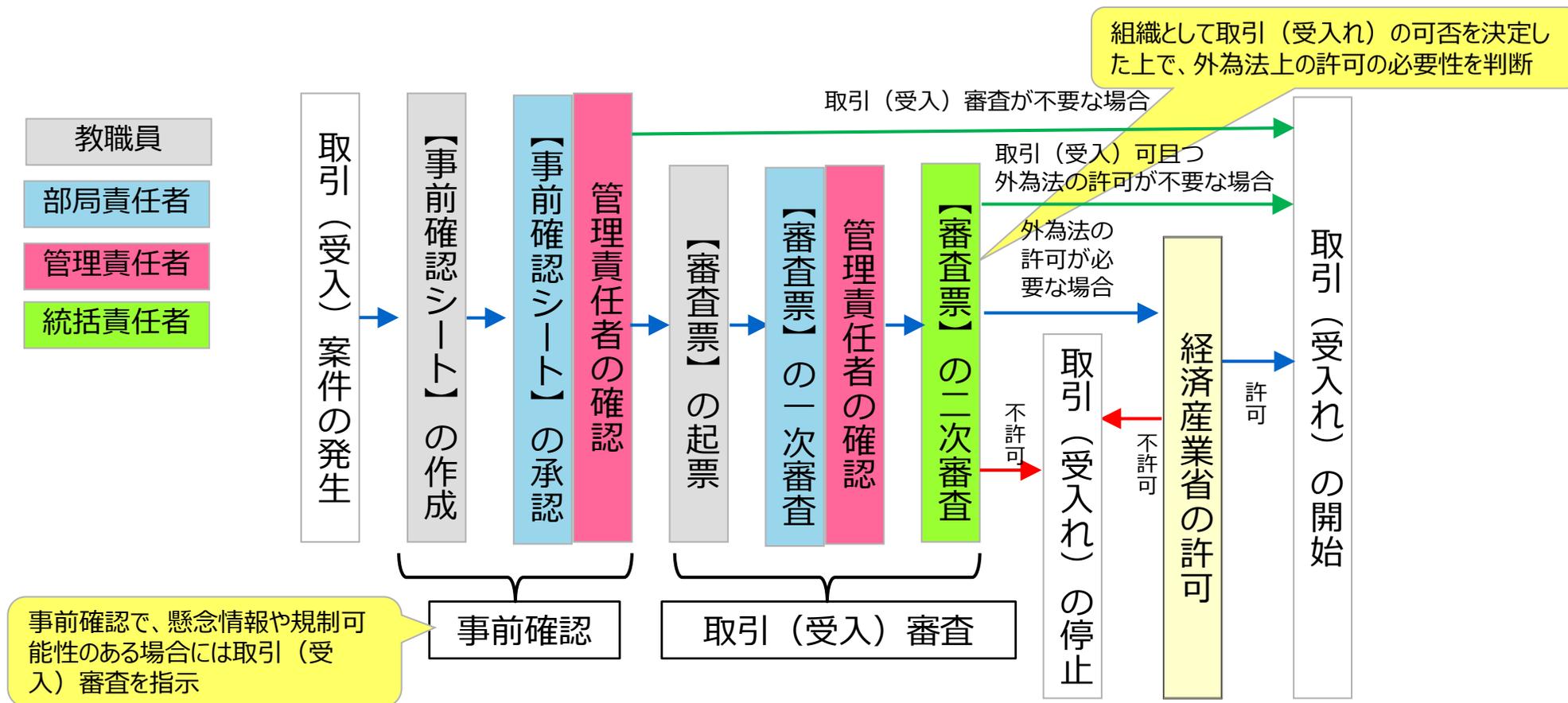
第4条 本学／本機関の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) **国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。**
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

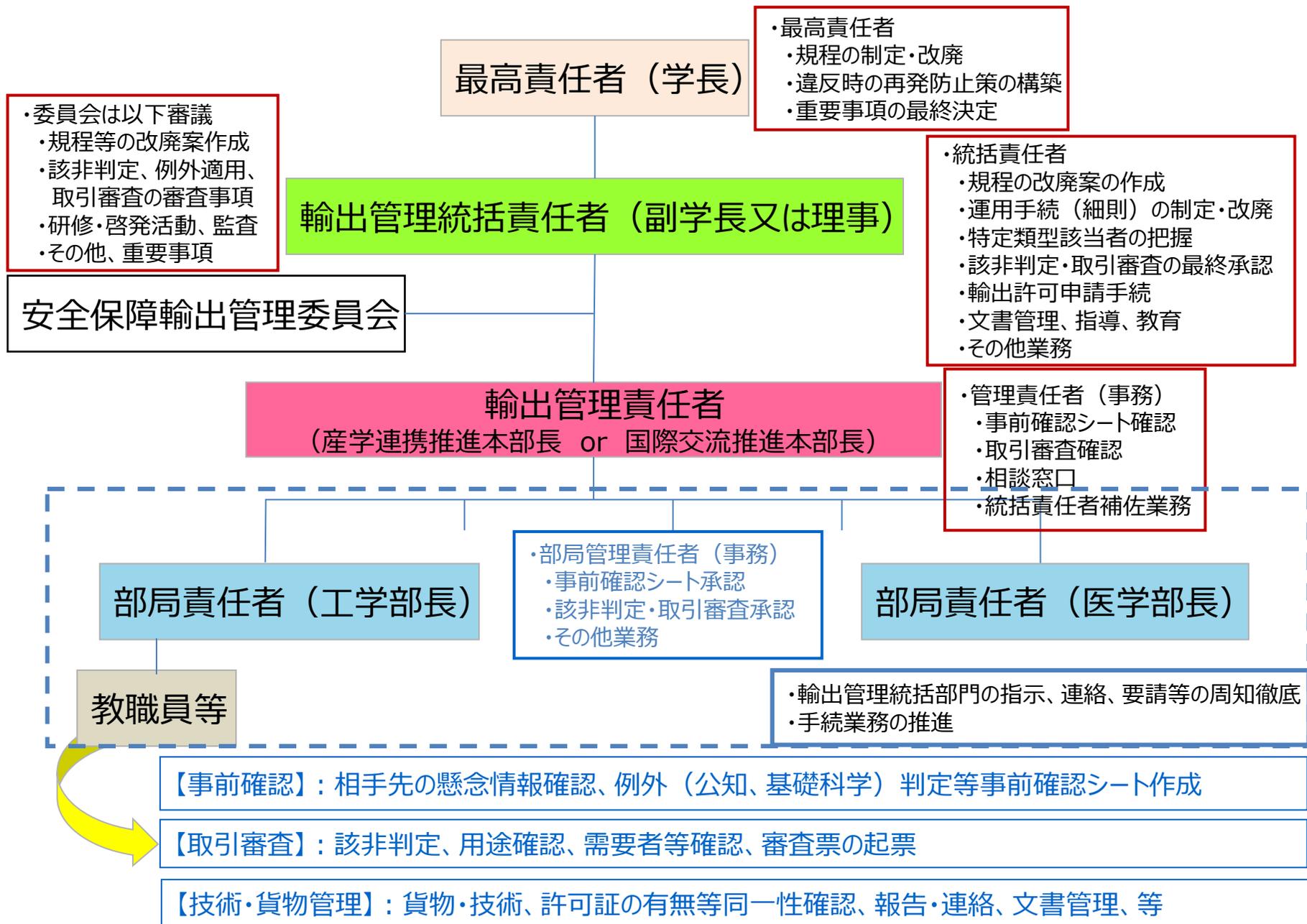


大学等における学内審査の流れ（例）

- 「事前確認シート」等を用いた**事前確認**により、詳細な取引審査（受入審査）が必要な取引を見極め、責任部門で判断する。
- **取引審査（受入審査）**により、組織として取引（受入れ）を行うかを判断し、行う場合、経済産業大臣の許可が必要かを判断する。
- 許可が必要な場合、許可取得後、取引（受入れ）を開始する。



管理体制と役割分担の例



留学生等の入口・中間・出口の各段階における管理

- 非居住者や「特定類型該当者」に規制技術を提供する等の場合には事前許可が必要。
- 外為法違反を未然に防止するためには、留学生等の受入れや採用時（入口）、在学・在職中（中間）、卒業・退職時（出口）における適切な管理が必須。
- 許可が必要ない場合でも、懸念情報の有無を確認するほか、研究内容の高度化や進学等の際にも改めて確認し、適切な技術管理を行うことが重要。

入口管理

- 入学／採用時の審査
- （留学生の）大学卒業後の大学院／研究機関進学／採用時の審査

中間管理

- 機微技術提供時の提供管理
- 一時帰国時の技術持ち出し管理
- 研究内容の高度化・変更等の状況変化の際の提供技術管理

出口管理

- 卒業／帰国時の技術持ち出し管理

留学生等受入れの事前確認で確認すべきこと

- 留学生等の受入れの事前確認では、当該留学生等の基本情報を明確にするとともに、安全保障上の懸念の有無を確認することが求められる。
- 具体的な確認事項は、以下の通り。

●基本情報の確認

氏名、出身国（国籍）、出身組織（研究室、指導教官を含む）、区分（博士、修士等）、特定類型該当性、受入予定期間、学部／学科、研究科／専攻、受入研究室、指導教員、研究内容等（研究分野、研究計画、提供予定技術の概要等）

●懸念情報の確認

- ✓ 出身組織が外国ユーザーリストに掲載されているか
- ✓ 出身国が懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国であるか
- ✓ 出身組織が兵器等の開発等に関与しているか
- ✓ 出身国又は出身組織から財政支援を受けているか
- ✓ 帰国後に、軍事関連組織に就職する予定があるか
- ✓ 過去の研究内容が、兵器等の開発等の疑いがあるか

●例外規定（公知、基礎科学）の確認

- ✓ 提供する技術が公知に該当するか（判断根拠を明確にすること）
- ✓ 提供する技術が基礎科学に該当するか（判断根拠を明確にすること）

●研究内容の確認

- ✓ 受入先の研究内容が、リスト規制技術に該当するか
- ✓ 研究分野が「慎重な審査が必要となる研究分野一覧（次ページ）」に該当するか

慎重な審査が必要となる研究分野一覧

- 経済産業省のガイダンスでは、リスト規制対象品目との関連性が相対的に高く、慎重な審査が必要と考えられる研究分野を以下の通り例示。

(参照：「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>)

- 自らが取扱う研究内容を把握し、慎重な審査を要する分野を精査・特定した上で、それ以外の研究分野と審査方法を変えるなどの濃淡管理も有効。

大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連	D	材料工学	金属材料物性関連	G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連	
	プラズマ学	核融合学関連			無機材料および物性関連			構造生物化学関連	
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論 素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験			構造材料および機能材料関連			機能生物化学関連	
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連	ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連 ナノ構造物理関連 ナノ材料科学関連 ナノバイオサイエンス関連 ナノマイクロシステム関連	細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連	発生生物学関連		
								流体工学、熱工学	流体工学関連
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連 ロボティクスおよび知能機械システム関連			原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連	免疫学関連		
								電気電子工学	電力工学関連 通信工学関連 計測工学関連
	制御およびシステム工学関連 電気電子材料工学関連 電子デバイスおよび電子機器関連	制御およびシステム工学関連 電気電子材料工学関連 電子デバイスおよび電子機器関連			E	物理化学、機能物性化学 有機化学	基礎物理化学関連 機能物性化学関連 構造有機化学および物理有機化学関連 有機合成化学関連	K	環境解析評価
			無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連 分析化学関連 グリーンサステイナブルケミストリー					
	航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連 船舶海洋工学関連	高分子、有機材料	高分子化学関連 高分子材料関連 有機機能材料関連	無機材料化学、エネルギー関連化学 生体分子化学	エネルギー関連化学 生体関連化学			

例外規定の適用確認

- ①公知の技術を提供する取引や②基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引等において、例外規定に該当する場合には特例として許可取得は不要。
- 意図せぬ法令違反を防ぐため、特例が適用できる場合／できない場合を正しく理解し、特例を適用する場合はその根拠を組織として確認することが重要。

公知の技術を提供する取引

- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの
 - － 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - － 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - － 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
 - － ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - － 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

- 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの

留意点

- 学会発表において、参加者に守秘義務を課すなど、すべての技術を公知としない場合や、参加者が不特定多数では無く特定多数である場合には特例は適用されない。
- 技術論文を外国のジャーナルに投稿する場合は許可不要。ただし、将来的に公表する予定であっても投稿前に共著者等に技術情報を提供する場合には特例は適用されない。
- 自然科学分野の原理の究明を主目的とした研究活動であっても、特定の製品の設計又は製造を目的とする場合には特例は適用されない。
- 共同研究では特定の製品への応用を目的としたものなど特例が適用されない場合が多く、特に注意が必要。